

「担い手確保」の難しさ

総務省は五月四日、「子どもの日」(五月五日)に合わせ、子どもの数(四月一日現在の十五歳未満人口)が、前年に比べ三十五万人少ない一、三六六万人、四四年連続の減少で過去最少となったと発表した。

その結果、二〇二五年(四月一日時点)の総人口(一億二、三四〇万人)に占める割合は、前年比〇・二ポイント低下の一一・一%で過去

最低。子どもの数は、一九五〇年に二、九四三万人で総人口に占める割合も三五・四%と三分の一を超えていたがその後、第二次ベビーブーム期の出生児数増加を経て減少が続き、二〇一五年には一、五九五万人と一、六〇〇万人を割り込んだ。総人口に対する子どもの割合は、一

九七五年から五一年連続の低下となった。いわゆる少子化だ。

また四月一日現在の子ども数を、年齢三歳階級別に見ると、「十二歳〜十四歳」が三二四万人、「九歳〜十一歳」が三〇二万人、「六歳〜八歳」が二七八万人、「三歳〜五歳」が二五〇万人、「〇歳〜二歳」が二二二万人となった。

子どもの数である十五歳未満人口が減少の一途をたどり、かつ年齢が下がるほどに少なくなっていることは、日本の労働力人口全体の縮小が今後更に鮮明になることを物語っている。

また見る角度を変えると、建設産業が新たな時代を切り開くため、産・官・学・政が連携して取組み

を強めている、「担い手確保」に大きな影響を与えていることも浮き彫りになった。

具体的に言えば、「技能労働者(職人)」「確保の難しさだ。文科省の『学校基本統計・十八歳人口と高等教育機関への進学率推移』では、「十八歳人口は二〇〇九(平成二十一年)年から二〇二〇(令和二年)頃まではほぼ横ばいで推移するが、二〇二二年頃から再び減少局面に突入し二〇四〇(令和二十二)

年には約八八万人まで減少する」と予測。その一方で、二〇一九年時点の「大学・短大・高専・専門学校」進学率は八二・八%、「大学・短大」進学率も五八・一%に上ることも浮き彫りになっている。

高卒職人確保 更に狭き門

つまり労働力となる「担い手予備群」人口は減少するが、大学など高等教育機関への進学率は高まっているという現実だ。このことは建設産業界にどのような影響をおよぼすのか。

影響の一つは、既に全国各地で顕著になり始めているが、「技能労働者(職人)」「確保の難しさが増していることだ。建設産業界の「担い手」確保課題の対象は大きく分けて、土木・建築の「建設技術者」と、実際に施工を行う「技能労働者」の二つある。いずれも人口減少による人材確保の産業界競争の激しさに

さらされているのは間違いないが、大学など高等教育機関への進学率が高まることは、高卒技能労働者になりうる母数(人数)が人口の減少に輪をかけて縮小することを意味する。

更に高卒人材の採用を止めていた全国ゼネコンが技術者候補としての採用を再開・拡大し始めたことで、中小元請けと専門工事業が高卒人材を技能労働者・職人として育てる経路は急激に狭まった。その結果が外国人材に頼る構図の鮮明化だ。

躯体三職種の一つ、型枠大工の全国団体「日本型枠工事業協会」が毎年行っている雇用実態調査では近年、「二十歳から三十四歳」までの年齢階層に占める外国人材の割合が急増。今や若年層入職者のうち九割が外国人材となっている。しかしこの外国人材の大半は「技能実習」の資格で在留期限もある。その結果、型枠工事業経営者は、技能伝承に向けた道筋が見えないことへの不安を抱え続けることになる。

日本人の若年技能労働者確保が

難しいことへの不安が建設業界全体に広がっているのは、人材確保の産業界競争のライバルとして見ている「製造業生産労働者」との▽賃金▽労働時間▽休日数――など処遇で今のところすべて負けているのが理由。

また仮に「製造業生産労働者」と「建設技能労働者」の処遇が今後並んだとしても、人材確保の競争が拮抗するかどうかは怪しい。もともと「屋外」と「屋内」という働く環境が違うからだ。働く環境という前提条件で負けているとしたら、勝つためにどこでどう何を補えば良いのか考え実行する必要がある。

需給ギャップ 深刻な大工と土木

担い手確保のなかで「技術者」よりも深刻なのが「技能労働者」であることを示す手がかりとして、建設経済研究所のレポートNO. 77『建設業従事者数の将来人数推計と需給ギャップ分析』がある。これは国勢調査職業分類をもとに、土

木・建築の「建設技術者」と、建設・採掘従事者を「技能労働者」と定義して、生産年齢人口(労働力・十五歳〜六十四歳)の推移と建設業従事者を比較したもの。

建設技術者については、二〇二〇年を起点に二〇三五年には北海道、東北、九州の三地区で二けたの減少ながら全国平均では一三・八%の増加と予測。

これに対し技能労働者は同じく二〇二〇年を起点に二〇三五年には全地区で二けたの減少となり全国平均で二一・六%の減少となった。このうち職種別は、「とび」が全国平均で一・三%と増加した一方、「大工」は同五一・八%減と半減した。また高齢化が顕著な「土木従事者」も四〇・五%減と減少率が大きかった。「大工」「土木従事者」とも

に、「技能労働者」全国平均の倍のスピードで減少が進む形となった。こうした状況のなか日本建設業連合会は、建設産業の今後について提言する「新長期ビジョン」を今年7月にも公表するという。一〇〇万人に上る技能労働者の大量退職時

代到来とその備えに言及した「建設業の長期ビジョン」公表から一〇年。

日建連は労務賃金改善に着手した二〇一三年の「労務賃金改善等推進要綱」、二〇一五年の日建連ビジョンをささみ、二〇一六年には労働力減少を補い供給力維持に必要な不可欠な生産性向上へ向けた「生産性向上推進要綱」策定と産業界再生へ向けた取組みをけん引・加速させてきた。

こうした動きの集大成の一つが民法の基本原則「契約自由の原則」にも踏み込む形で、建設業法を改正し新たな建設産業の実現を後押しする、中央建設業審議会が作成・勧告する「標準労務費」だ。

「重層構造」「賃金体系」「業務の繁閑」「契約の商慣習」。乗り越えなければならぬ壁はとてつもなく高く分厚い。しかしこの壁を壊し乗り越えなければ、産業界の源泉である「担い手確保」はできない。まずはこの覚悟を関係者間で共有できるかどうかが最初のハードルだ。